

今治市学校適正配置基本方針  
～ 子どもの夢を育む学校づくり計画 ～

平成22年 2月

今治市教育委員会

## 目 次

基本方針策定にあたって	1
1 基本方針策定の趣旨	1
2 基本方針策定の背景と目的	1
3 今治市立小中学校の現況	2
4 基本方針の構成	2
(1) 基本方針について	
(2) 基本方針の取り組み	
適正配置を考えるうえでの基準	4
1 今治市における小中学校の適正規模	4
(1) 適正規模の基本的な考え方	
(2) 適正規模化の必要性	
2 今治市における小中学校の適正配置	6
(1) 適正配置の基本的な考え方	
(2) 適正配置の視点	
今治市における学校適正配置検討対象校	8
1 適正配置の取り組み方法	8
(1) 小規模校の適正配置	
地元協議の取り組み	12
1 地元代表協議会の設置	12
(1) 設立の目的	
(2) 地元代表協議会の委員	
(3) 地元代表協議会の位置づけ	
2 地元協議の基本的な考え方	14
(1) 協議にあたっての基本的な考え方	
(2) 協議のスケジュール	
(3) 協議見直しのプロセス	
(4) 協議の手順及び主な内容	
3 統合準備会の設置	17
資料編	
1 小学校・中学校の児童生徒数等の現況	18
2 小規模校・大規模校におけるメリット・デメリット	24
3 今治市立小中学校適正規模シミュレーション及び施設等の現況	31
4 小学校・中学校検討対象地区校区図	45

# 基本方針策定にあたって

## 1 基本方針策定の趣旨

子どもたちのより良い教育環境と、望ましい学校教育の実現を目的とした学校適正配置を、地域との対話の中で進めるため実施方針を策定します。

## 2 基本方針策定の背景と目的

全国的に少子化が進む中であって、今治市においても児童生徒の減少に伴い、小中学校の小規模化が進行しており、児童生徒の社会性を育む上での教育環境や学校運営など、様々な面においての影響が心配されます。

このことから、今治市教育委員会では、子どもたちにより良い教育環境を提供するためには、どの程度の学校規模で教育が行なわれるのが望ましいか、またそれを実現するためにはどのような手法が必要なのかなどを検討するため、平成20年5月に学識経験者や自治会、PTA、学校関係者などからなる「今治市通学区域調整審議会」に、今治市立小中学校の適正規模と適正配置について諮問しました。

同審議会では、子どもたちにとってのより良い教育環境の実現という観点から、約1年間にわたって審議され、平成21年8月に「今治市の小中学校における学校規模・学校配置のありかたについて」が答申されました。

今治市教育委員会では、この審議会からの答申を十分に尊重したうえ、今治市立小中学校の小規模化による課題に対し、各地域における小規模校の学校規模適正化に向けて、市民と教育委員会が協働して対応する指針として、「今治市学校適正配置基本方針～子どもの夢を育む学校づくり計画～」を定めました。

この基本方針に基づいて、子どもたちにとって望ましい教育環境の実現に努めてまいります。

### 3 今治市立小中学校の現況

今治市では少子化により、児童生徒数の減少が進み、小学校の児童数は平成元年の時点で計 15,068 人であったのが、平成 21 年 5 月 1 日現在で 8,988 人と約 40% の減少となっています。

また、中学校の生徒数は同様に 9,340 人であったのが、4,294 人と約 54% の減少となっています。

#### <市立小中学校の児童・生徒数の平成元年度と平成 21 年度との比較>

	平成元年度：A	平成 21 年度：B	増減率 ( $B/A \times 100$ )-1
小学校 (児童数)	15,068人	8,988人	40.4%
中学校 (生徒数)	9,340人	4,294人	54.0%

児童・生徒数は、平成元年度、21 年度共に 5 月 1 日付学校基本調査による。なお、平成元年度については当該調査の旧 12 市町村合計。

### 4 基本方針の構成

#### (1) 基本方針について

基本方針は、今治市の小中学校の現状と今治市通学区域調整審議会の答申をもとに、適正な学校規模や配置の考え方や、基準をまとめました。

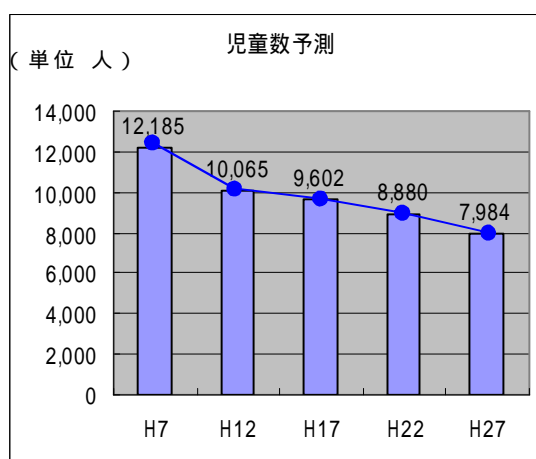
また、その基準に照らして学校規模適正化の検討を進める具体的な地域を示しました。さらに今後各地域での学校適正配置の検討は、教育委員会と地域が協働して進める必要があると考え、その具体的な方針を策定しました。

## (2) 基本方針の取り組み

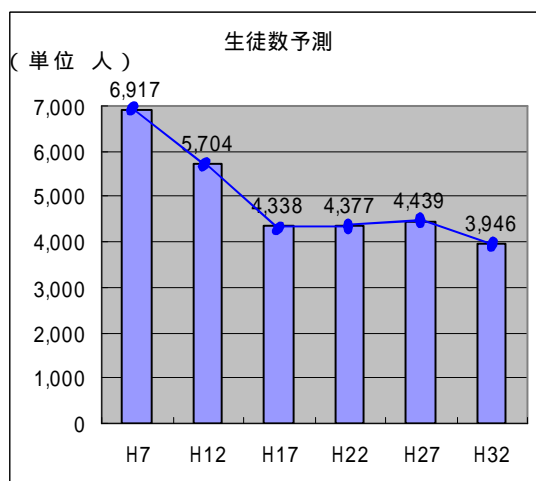
この基本方針は、今後の今治市において、小規模化が進む小学校と中学校の学校規模の適正化を図り、教育環境を整備する取り組みの基本とします。

そのため、将来の児童生徒数の推移、教育制度や社会情勢の変化、また「地元協議の取り組み」で示す学校規模適正化に向けた地域での取り組みの進捗状況等を考慮しつつ、概ね5年毎に見直しを行なうこととします。今治市の少子化については、今後も減少傾向が続くと考えられ、継続的な取り組みが必要となります。

### 小学校



### 中学校



(平成22年度以降は、小学校(0～5歳児)中学校(0～11歳児)の平成21年4月30日現在の住民基本台帳人口による推計。)

## 適正配置を考えるうえでの基準

### 1 今治市における小中学校の適正規模

#### (1) 適正規模の基本的な考え方

どの程度の学校規模が適正であるかについては、小規模校・大規模校のそれぞれメリット・デメリット(資料編2参照)がありますが、一定の規模を超える小規模化や大規模化が進んだ場合には、デメリットとしての影響のほうが大きいと懸念されます。したがって子どもたちにとって望ましい教育環境を提供するためには、「クラス替えができることの効果」や「子どもたちの適度な切磋琢磨が必要である」という観点からも、小学校・中学校共に1学年2学級以上が適正であると考えます。

上限については、今治市の将来の児童生徒数を考えた場合、学校の大規模化の可能性は少なく、現況を参考に小学校1学年4学級以下・中学校1学年6学級以下を適正とします。

上記の適正規模についての基本的な考え方を基に、本市における学校の適正規模を次のとおりとします。

小学校	12学級以上 24学級以下 (1学年2学級以上 4学級以下)
中学校	6学級以上 18学級以下 (1学年2学級以上 6学級以下)

以上の基準により適正規模を下回る見込みの小中学校を小規模校、上回る見込みの小中学校を大規模校として見直しを行います。

## ( 2 ) 適正規模化の必要性

### ア 教育上の視点

子どもたちは集団の中で、学習面はもちろん多くの友人の様々な考え方に触れ、多様な人間関係の中で切磋琢磨しながら成長していきます。

しかし、学校の小規模化が進むと効果的なクラス替えができないため、生活面において人間関係が固定化し友人が増えないなど、自己形成に必要な集団生活が十分にできないことや、友人関係にトラブルがおこると後々まで影響が残る等の課題が考えられます。

学習面においても、友人の様々な考え方に触れ、自他を比較し自分の考えを見つめなおし、考えを深めたり、高めたりする個と集団の学び合いや、学習意欲や競争心にも課題が残ります。

また、運動会や学芸発表会などの学校行事においては、少人数のため種目や演目に限界があり、行事としてのダイナミックさに欠ける等の事柄が懸念されます。また、中学校等では子どもたちの興味や関心に対応できる、多様な部活動が成立しないなどの課題も考えられます。

子どもたちが集団の中で、互いに学び合い社会性や協調性を身につけながら成長していくためには、一定規模以上の学級数の確保が望ましいと考えます。

### イ 学校運営上の視点

学校の小規模化が進むと、学校の校務分掌（事務処理の役割分担）の内容や量は、学校の規模による差異が少ないため、小規模校の少数教員ではそれだけ一人当たりの負担が増えることとなります。

また、小学校においては、教員数が少ない場合、教員同士が指導の面で相談を行なうことや教科研究を十分に行なうことができない、中学校では教科担任を専属で配置できない教科が発生するなど教育活動での課題が生じてきます。

教員数は学校規模に応じて配置されるため、一定以上の教員数が確保できる規模の学校が望ましいと考えます。

## 2 今治市における小中学校の適正配置

### (1) 適正配置の基本的な考え方

学校適正配置は中長期的に適正な学校規模を確保するとともに、全市的なバランスを考慮した学校配置とします。ただし学校と地域の歴史的、社会的なつながりにも注意して検討します。

### (2) 適正配置の視点

学校の適正配置については、次の点に配慮して行います。

#### ア 通学距離

##### 小学校

通学距離は、徒歩により概ね4 km以内とする。ただし、小学校の統合を協議する際、統合により通学距離が3 kmを超える場合にはスクールバス等、通学に関する助成を検討する。

##### 中学校

通学距離は、徒歩および自転車により概ね6 km以内とする。ただし、中学校の統合を協議する際は、統合により通学距離が6 kmを超える場合にはスクールバス等、通学に関する助成を検討する。

また、通学距離、部活動等による特段の事情がある場合は、中学校長の許可を得て公共交通機関を利用する通学も検討する。

#### イ 通学時間

通学時間については、スクールバス等を利用する場合も含めて、児童・生徒の日常生活に影響が生じないように十分に配慮する。



## ウ その他の諸要件

学校の適正配置に当っては、次の諸要件にも配慮します。

### ○ 学校と地域コミュニティとの関係

「陸地部については旧町村区域を越えない統廃合」「島しょ部については島域を越えない統廃合」を適正とします。

### ○ 小学校と中学校の通学区域の整合性

小学校と中学校の適正配置を一体のものとして考え、地理的条件や中長期の児童生徒数の推移等を基に小学校と中学校の通学区域の整合性について可能な限り配慮します。

# 今治市における学校適正配置検討対象校

## 1 適正配置の取り組み方法

より良い教育環境を目指すには、小規模校を適正規模にして行くことが必要です。

学校規模の観点からは、適正規模化において今後の児童・生徒数の推移などを十分に考慮しなければなりません。そのため将来推計（資料編3参照）を基に、今後適正規模への回復が見込めない学校を適正配置の検討対象校とします。

また学校配置の観点からは、地理的要因を考え、地域社会への影響にも配慮した取組を検討します。

### （1）小規模校の適正配置

#### ア 小規模校の立地形態による区分

「今治市における学校適正配置の検討対象校」の立地状況を見ていくと地理的、地域コミュニティとしての成り立ち等から概ね3つの形態に区分することができます。

**【旧町村陸地部】** 旧町村の行政区域内に小規模の小学校2校がある地域。

**【旧町村島しょ部】** 島内に小規模の小学校が2校、小規模の中学校が2校ある地域。

**【旧今治市】** 旧市内中心部に小規模校が集中している地域。

学校配置の状況については、「資料編4」を参照。

## イ 小規模校の適正配置の検討方法

小規模校の適正配置の検討は、今治市の小中学校の就学年齢人口が中長期的にも減少傾向（P3「小中学校児童生徒数予測」参照）にあることから「統廃合」による方法を基本とし、立地形態の区分ごとに、次のような適正配置を検討します。なお統合する場合の条件は以下のとおりとします。

隣接する小規模校と統合する。

隣接する小規模校がない場合は、隣接校と統合する。

遠距離通学によりスクールバス等の配慮が必要となる場合には、バス路線等の確保が可能な統合とする。

### 【旧町村陸地部】の適正配置

旧町村陸地部については、旧行政区域内に小規模の小学校が2校あり、通学手段等を確保したうえで統合を基本として適正配置を検討します。

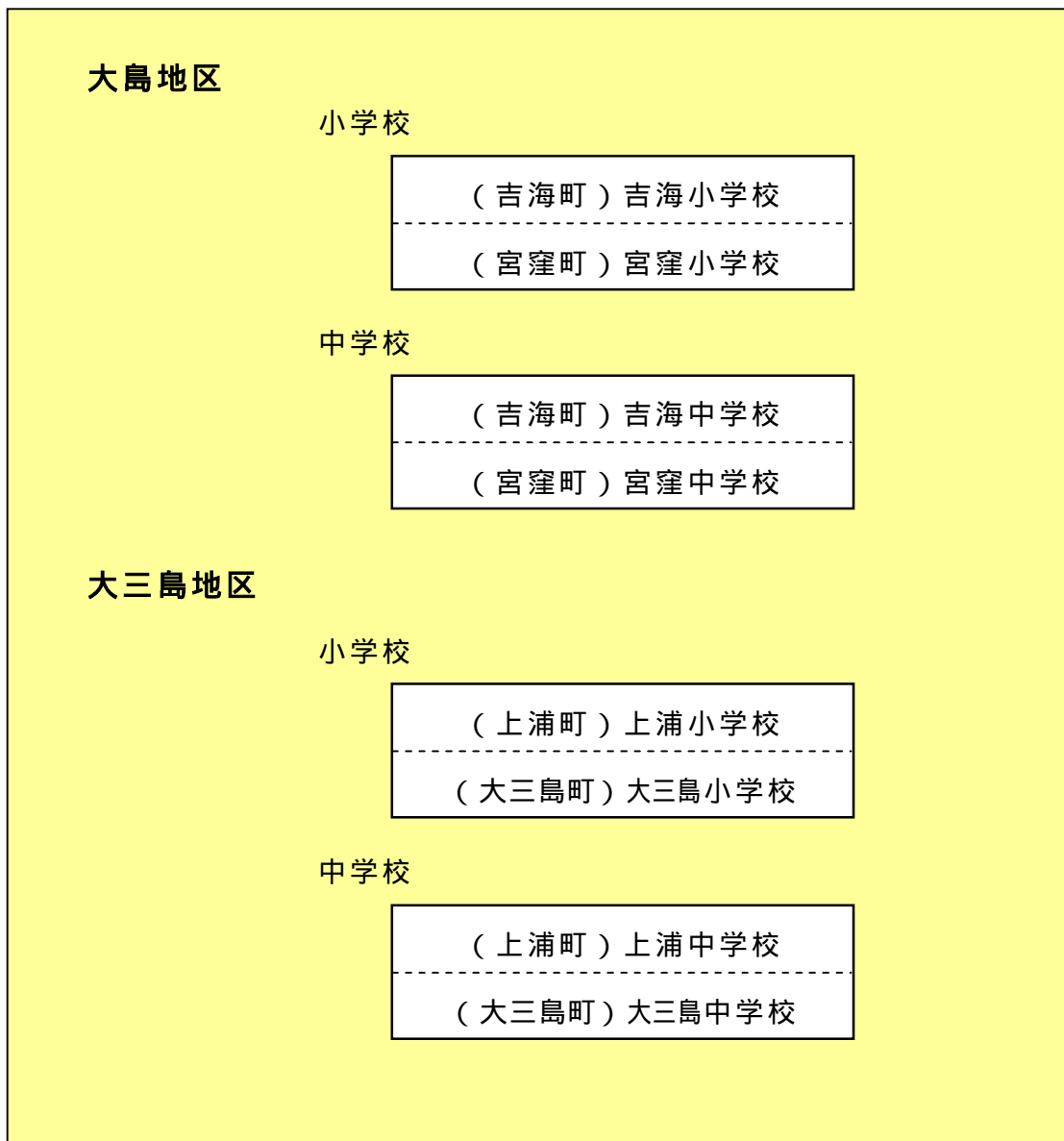
統合を検討する枠組



### 【旧町村島しょ部】の適正配置

旧町村島しょ部については、島内に小規模の小学校が2校、小規模の中学校が2校あり、通学手段等を確保したうえで島内での統合を基本とした適正配置を検討します。

□ 統合を検討する校組



### 【旧今治市】の適正配置

旧今治地区については、市内中心部に小規模校が3校あり、統合を基本として適正配置を検討します。

また城東小学校については、中学校区との整合性を考え、校区の一部を隣接する適正規模校である鳥生小学校と統合することも併せて検討します。

美須賀中学校については、隣接する小規模校がないため、隣接する適正規模校である日吉中学校との統合を検討します。

□ 統合を検討する校組



各地区での統合校の組み合わせによる児童・生徒数、学級数等の推計については、「資料編3」を参照。

## 地元協議の取り組み

### 1 地元代表協議会の設置

#### (1) 設立の目的

学校適正配置を検討する対象地区毎に、適正配置について、地域の意見集約を図ると共に、学校統廃合についての課題を検討する場として、「地元代表協議会」を設置します。

本協議会は、地域の様々な立場から、学校の小規模化とそれに伴う諸課題を地域の問題として共有したうえで、その解決策を話し合うことを目的とします。

#### (2) 地元代表協議会の委員（委員選定の考え方）

保護者や地域の意見を幅広く取り上げるために、学校・地域に関連する主要な団体の代表者とします。

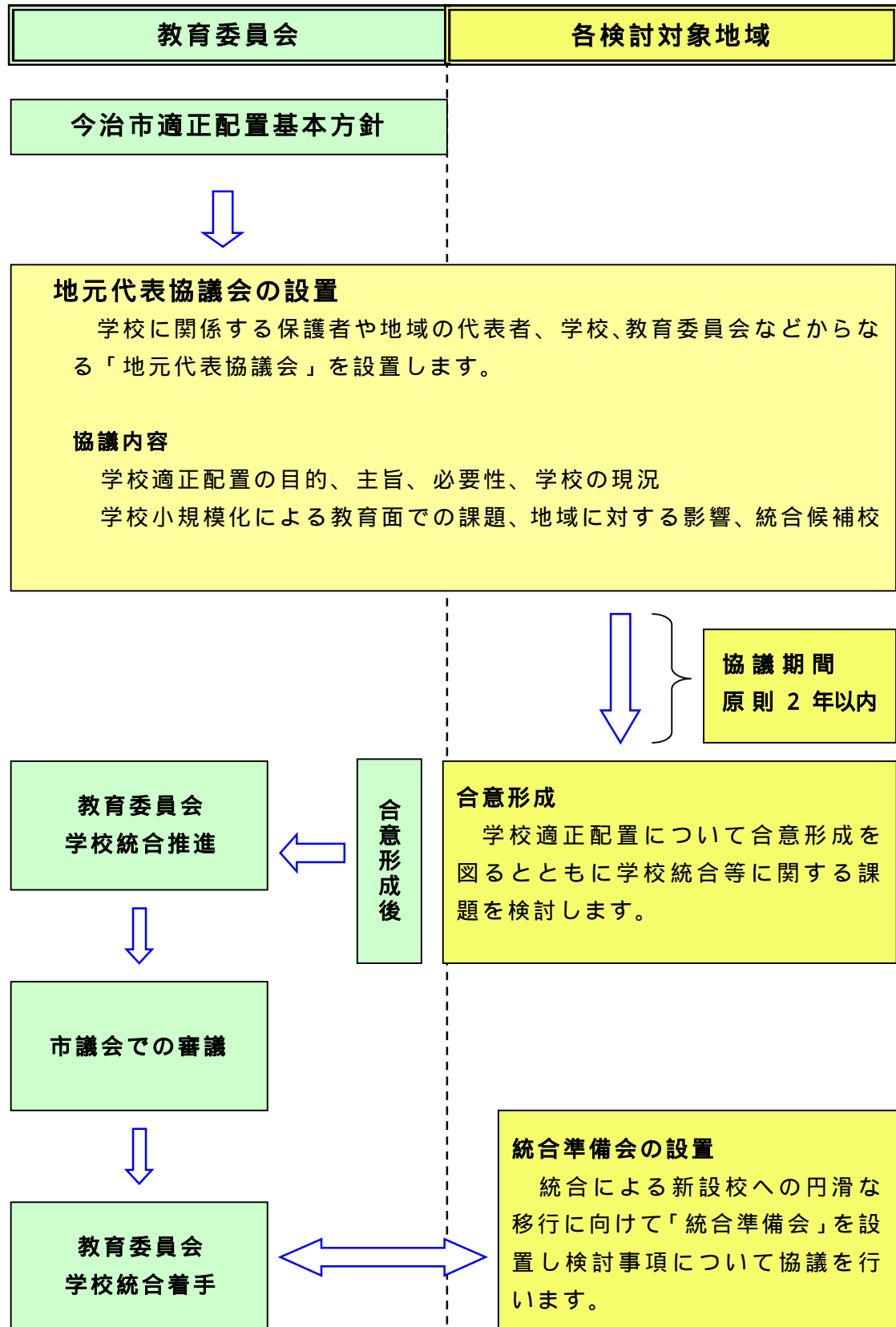
○構成団体

教育委員会・小中学校長・P T A・自治会等

#### (3) 地元代表協議会の位置づけ

P T A、地域、学校及び教育委員会が地域の構成員として、それぞれ協議に参加でき、「協議の場」としての活用や「意見集約」が容易な地元の任意団体とします。

## 【地元協議の進め方】



## 2 地元協議の基本的な考え方

### (1) 協議にあたっての基本的な考え方

教育委員会は、「教育的な観点」から、子どもたちが学校での集団生活を通してお互いに学び合い高め合うなど切磋琢磨するとともに、様々な考えや経験を持った友人との交流を通して社会性を身につけて行くことが極めて大切であると考えます。

学校がこうした「教育施設としての役割」を十分発揮するためには、適正な児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを進めて行く必要があります、その方法として、隣接する小規模校同士や小規模校と隣接校を統合する「学校統廃合」についても前向きに検討する必要があると考えます。

しかしながら学校は、「地域社会における役割」も担っており学校がなくなる地域において「学校の統廃合が地域の活動に大きな影響を与えるのではないか」という懸念もあります。

この2つの考え方を両立する為には、保護者・地域・学校・教育委員会が、客観的な対話を重ねることにより、小中学校の小規模化や、学校統合による地域の課題を一つずつ検証し、子どもたちにとって最も望ましい結論を導けるよう、「積極的な協力関係」をつくっていくことが必要です。

### (2) 協議のスケジュール

地元代表協議会での協議期間は、協議会設置後原則2年間とし、地元での合意形成が得られた場合は、教育委員会へ学校適正配置（学校統廃合）についての意見書を提出します。

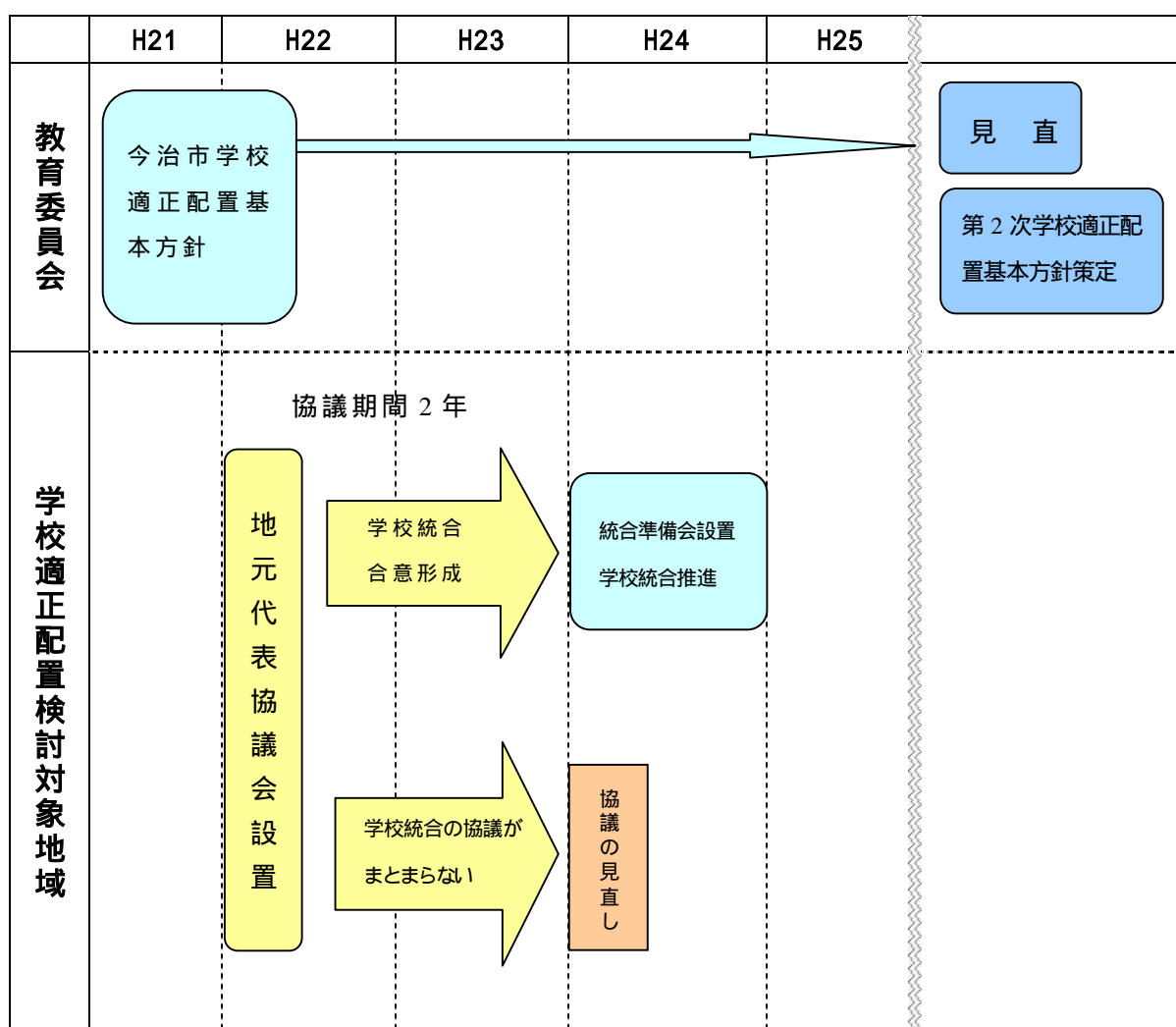


### (3) 協議見直しのプロセス

地元協議の期間は原則2年間とします。協議期間を経て地元の合意形成が得られない地域は、地元協議の見直しを行いません。

その後5年毎の改訂を行なう第2次今治市学校適正配置基本方針を小中学校の現況等を考慮しつつ策定し、小規模化した学校がある場合は、当該地域での協議を実施していきます。

#### < 協議スケジュール >



#### (4) 協議の手順及び主な内容

地元代表協議会は、「子どもの望ましい教育環境をどのように実現するかを議論するための場」を提供するものであり、「学校」や「地域」の課題を一つずつ検証しながら原則として以下の手順を進めていきます。

##### ア 協議の主旨及び検討プロセスの確認

協議を円滑に進めるため、「誰が」「何を」「どのように」議論して行くのか「協議会の主旨」や「検討プロセス」の理解を深めます。

###### 【検討項目】

地元代表協議会設立主旨の確認  
検討プロセスの確認

##### イ 小・中学校の現状について

小中学校の児童生徒数や学級数等から、小中学校の現状について資料に基づき理解を深めます。

###### 【検討項目】

小中学校の現状について

##### ウ 学校適正配置の必要性

ア～イにより、地元代表協議会のメンバーが客観的な視点を共有したうえで、「小規模校のメリット・デメリット」や「学校統合により地域にどのような影響があるのか」など、学校の「教育施設としての役割」「地域社会における役割」それぞれの問題点を検証します。

###### 【検討項目】

学校小規模化による教育上の課題  
(教育施設としての役割の検討)  
学校統合による地域への影響  
(地域社会における役割の検討)

## エ 学校適正配置の検討

ア～ウの議論を踏まえて、学校適正配置（統廃合）について検討します。

### 【検討項目】

統合候補校（どの学校に統合するか）  
通学路の安全対策  
その他配慮すべき事項

## 3 統合準備会の設置

学校統合について合意された地区については、統合の円滑な実施に向けて、「統合準備会」を設置します。

統合準備会は、児童生徒や保護者の意見把握に努め、移行期間には児童生徒の交流事業等を実施するなどして円滑な移行準備を進めます。

### 統合準備会

#### 構成員

P T A ・ 地元代表 ・ 学校 ・ 教育委員会

### 主な検討事項

統合スケジュール	新入生への配慮
校名、校歌、校章	閉校式、開校式
教育環境整備、通学等	児童生徒、保護者等の意見
安全対策	把握への説明会開催
交流事業	その他
記念行事	